

新たに住民税非課税等となる世帯への給付金を支給します

●問い合わせ先 福祉課 社会福祉班 ☎096-248-1144

対象者

- 令和6年度に新たに個人住民税が非課税または均等割のみ課税となる世帯 1世帯につき10万円
- ①の世帯において18歳以下の児童がいる世帯 児童1人当たり5万円を加算

※①②ともに、令和5年度にすでに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万・7万円)または物価高騰対応重点支援給付金(10万円)を受給した対象者を除く

対象となる人には、市からお知らせを送付します。送付時期および給付時期は現在調整中です。詳しい内容が決まりましたら、ホームページや広報紙でお知らせしますので、しばらくお待ちください。

給付金を装った詐欺にご注意ください！

- 市からATMなどの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 市が給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。

不審な訪問、電話、メールなどがあったときには最寄りの警察署へご連絡ください。



情報公開・個人情報保護制度の運用状況

●問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班 ☎096-248-1112



令和5年4月から令和6年3月までに受け付け、決定を行なった公文書、保有個人情報の開示請求件数などをお知らせします。開示対象は旧2町の情報公開条例および個人情報保護条例施行日以降に作成され、または取得した保存年限内の公文書です。(個人情報保護条例は廃止され、令和5年4月から個人情報保護法に取り扱いが統一されました)

なお、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会への開示請求はありませんでした。

※部分開示とは、個人に関する情報などの非開示情報部分を除いて公文書の一部を開示するものです

※不存在等とは、不存在、存否応答拒否および却下の合計です

▼情報公開制度による公文書の開示請求件数

(単位：件)

実施機関の名称	市 長	教育委員会	合 計
開示の請求件数	4	2	6
開示の決定件数	0	0	0
部分開示決定件数	3	2	5
非開示決定件数	0	0	0
不服申立件数	0	0	0
不存在等	1	0	1

▼個人情報保護制度による公文書の開示請求件数

(単位：件)

実施機関の名称	市 長	合 計
開示の請求件数	9	9
開示の決定件数	9	9
部分開示決定件数	0	0
非開示決定件数	0	0
不服申立件数	0	0
不存在等	0	0

(1)個人住民税(市県民税)と所得税の定額減税について

●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎096-248-1114



▲市ホームページ

賃金上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度個人住民税と令和6年分所得税の定額減税が実施されます。

対象者 前年の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者

減税額

個人住民税(市県民税)所得割	1万円※
所得税	3万円※

※本人、配偶者を含む扶養親族1人につき

- 定額減税の対象となる人は、国内に住所がある人に限ります。
- 同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
- 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税で1万円の定額減税が行なわれます。

減税の方法

▶個人住民税

①給与所得者

- 定額減税“後”の税額が、令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月に分けて特別徴収(給料からの天引き)されます。

※令和6年6月分は徴収されません

②普通徴収(納付書払いや口座振替などによる納付)の人

- 定額減税“前”の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除されます。
- 控除しきれない場合は、第2期分以降の税額から、順次控除されます。

③年金所得者(公的年金からの天引きで特別徴収される人)

- 定額減税“前”の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除されます。
- 控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。

※減税額は、納税通知書や特別徴収税額通知書の摘要欄に記載しています

※定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行なわれた後の所得割額から減税されます

▶所得税

給与などの定額減税は、令和6年6月1日以降最初に支払う給与などの源泉徴収を行なうときに、定額減税を行ないます。制度について詳しくは、国税庁ホームページの『定額減税特設サイト』をご覧ください。



▲定額減税特設サイト

(2)定額減税補足給付金を支給します

●問い合わせ先 総務課 総務・男女共同参画班 ☎096-248-1112

上記(1)に記載している定額減税額が減税前税額を上回る人については、定額減税補足給付金が支給されます。市民の皆さんにいち早く給付をお届けする観点から、令和5年の所得・控除の状況に基づき、給付額が算定されます。

対象者には、市からお知らせを送付します。送付時期および給付時期は現在調整中です。詳しい内容が決まりましたら、ホームページや広報紙でお知らせしますので、しばらくお待ちください。

なお、令和6年分の所得税額が確定した後、当初の給付額に不足があることが判明した場合は、追加で給付されます。